

岩手県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり廃止した。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

整理番号（路線番号）	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
116	花巻停車場線	花巻停車場	
		花巻市四日町	
123	花巻温泉郷線	花巻市花巻温泉郷	
		花巻市四日町	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部花巻土木センターに備えておいて縦覧に供する。